

大阪市生活保護交渉

2020.12.22 大阪市役所地下一階共通会議室

大阪市福井保護課長代理ほか4名 に対応。長岡ゆりこ市議員あいさつ。

市内8単組139名分の私の要求アンケートを提出。

●年末対応、路上生活者などの対応について

4. 「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」の厚生労働省通知に基づき、路上生活者等に対する住居の確保や生活保護の申請など、公的責任で行うこと。

【回答】大阪市では、安定した住居のない状況の方から生活保護の申し込みがあった場合、申込者が要保護状態であり居宅生活が可能であると判断したときには、住宅の敷金扶助の手続きを進めるとともに、再び住居のない状況に戻らないよう居宅生活への移行に向けた支援を行っています。

大生連 家がない人が相談に行ったらどういった対応をするのか。

大阪市 申請があったら、当日住む家が確保できるなら居宅になるが、住む家がない場合はケアセンターを案内。2週間入所してもらう。その間に入居できる家を探していただいてそちらのほうで保護を開始する。入所するのは西成にある三徳生活ケアセンター。

大生連 三徳生活ケアセンターの収容人数は何人か。家族連れ、女性も入所できるのか。部屋はコロナ対応しているか。

大阪市 従来は2段の簡易ベッドをカーテンで仕切るかたちだったが、今はひとりしか入れないと聞いている。女性の場合は平野のホーリーホーム（母子寮）がある。

大生連 家族連れも入居できるよう大阪市全体で連携をとり対応してほしい。ホテルの借上げの対応はしないのか。

大阪市 市が独自に住居を提供できない。うちの事業ではない。NPOなどに委託しているとは聞いている。

大生連 他市は年末年始を電話対応も含めて何らかの手を打つと聞いているが、大阪市はどのように対応するのか。

大阪市 検討をしているが、現下では把握していない。明日報告する。

大生連 三徳寮やホーリーホームの内容、収容人数なども報告してほしい。

大阪市 了解。

港 年末ぎりぎり相談に来る人もいる。区では三徳寮や越冬シェルターで空いていたら入れるかもしれないといわれた。GOTO トラベルであいたホテルもたくさんあるのではないかな。なぜホテルを借り上げないのか。東京ではすでに借り上げは始まっている。コロナ対策で個室に入れるようにすべきだ。そこから居宅生活に移行できるように考えてほしい。

大阪市 そこはうちの所管外です。

大生連 大阪市担当課として明日回答できるようにしてほしい。市民のいのちの安全を守るため、ホテルや不動産業者への働きかけも含め、連携して対応してほしい。 **次回回答を求める。**

●助言指導について

8. 保護開始前に違法な就労などの「助言指導」はしないこと。大阪市は「助言指導書」を撤回すること。

【回答】 保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、活用することを要件として行われるものです。その活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、助言指導を行います。今後とも助言指導については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。

大生連 就労指導のマニュアルはあるか。

大阪市 マニュアルではなくガイドラインがあります。

平野 現場では反強制的に就労指導をされている。保護者に不利益になることを教えていない。

大生連 2014年時、N区では、毎日500円を渡し就労指導をさせた事例がある。保護申請前に就労指導を行うことは違法。稼働能力の要件（場所、能力、意思）を確認すればよいことだ。

岸和田裁判の判決をどう生かしているのか。生活保護を決定したのちに指導をすればよいことだ。法律通りに運用すべきだ。

平野 コロナの第三波で仕事もないのに、就職活動が強要されている。厚労省が出した生活保護のコロナ時の対応の通知を守るよう強く要求する。

大生連 パソナの支援員が指導しているのは正しいか。

大阪市 支援員には指導権限はない。

平野 受付面接は職安か就労支援サポート事業の選択について本人が選択できることを教えない。

大生連 就労支援員には指導権限がないことを区に徹底し改善を求める。

●資産申告書について

大阪市 強制ではなく自由意思で、実施機関がお願いするもの。

平野 コロナ禍で精神疾患の保護利用者がケースワーカーと面接できない状態。貯金残高が80万円になっていた。ケースワーカーはいったん保護をきるように言う。

大阪市 目的をもって貯める分は保有できる。

●扶養義務調査

大阪市 扶養照会は、基本は本人の同意にもとづく。

大生連 DV、生保世帯、非課税、20年以上音信不通の人、高齢で低い年金の人など照会してはいけないと保護手帳に明記している。これを徹底してほしい。

大生連 「子どもに見てもらえ」「身内に援助してもらえ」などと現場では追い返している

事例もある。コロナ禍のもと、保護の運用も簡略化を示している。是正を求める。

平野 生活歴を細かく書くように言う。身分証明がなければ証明も出してもらえないのに、年金の記録をもらってくるように指示。国保もない、国民年金もかけていない人もいる。画一的に指示すべきでない。

●決定通知書について

浪速 保護費の明細がわかりにくい。わかりやすいものにして欲しい。

●移送費など

浪速 40日入院した夫が再度入院。返還金が5000円なので、生活が苦しい。

大生連 法80条で返還免除ができるのではないかと。

大阪市 保護を廃止するときに80条を適用することがある。

住吉 11月2日に家で大けが。救急車で病院に。11月20日にタクシーで退院。移送費の申請をしたら出ないと言われた。その後、主治医の証明もつけて申請した。12月分は出るが、11月分は出ないと言っている。なぜ支給できないのか。

都島 42日の見込みで入院したが、29日で退院できた。29日で保護費を計算すべきではないか。ケースワーカーは細則で決まっているからと受け付けてくれない。

大阪市 区に問い合わせて回答する。現地に確認する。

港 精神疾患の方が多い。福祉専門の職員を増やして。ケースワーカーが不足しているが、ケースワーカーの外部委託化をしないで。ケースワーカーの充足率などを教えてほしい。

●港の母子餓死事件について

大生連 大阪市は経過を調べたか。

大阪市 警察から連絡を受けた。

大生連 ライフラインの連携が大事。この世帯の検証をして今後に生かすことが必要ではないか。

大生連 近所付き合いが希薄になっているなか、相談できる場所を知らせ、水道局で水道料滞納世帯に生活保護制度を知らせることなどを検討してほしい。

参加者の私のひとこと

●食費を切り詰める。光熱費もかかり、それを節約するために大変。旅行や映画など行けなくなった。保護基準をもとに戻して欲しい。

●病気の妻が終日家にいるので、光熱費が大変。灯油が一缶1500円、4日しかもたない。

●風呂があっても入れない。生活費を削りようがない。保護費の引き上げを。

●保護費の引き下げで生活が苦しい。もとに戻して。夏冬の見舞金を復活してほしい。

大阪市の年末年始の野宿者対応について

前参議院議員たつみ氏 1300億円の財政調整基金を有効に使って、感染対策、経済支援を進めてほしい。「ひとりも取り残さない」という大阪市の姿勢を周知して。11/24の年末年始の対応について厚生労働省は各自治体に回答を求めている。その期日が本日23日。

大阪府は市町村の対応を府のホームページにアップすると聞いている。路頭に迷っている方にぜひホテルの借り上げなどを含め、対応をしてほしい。三徳寮、愛隣施設が埋まった時の対応をしてほしい。

大阪市 検討は進展していない。

三徳寮の定員は204（コロナ対応110）シェルターは三徳寮隣にあり（300）昨年末利用は241

現在50名が利用 ここは男性のみを対応。女性は平野のホーリーホーム（20名）で対応。

年末年始の対応は福祉局総務部で電話を設置する。

大生連 東京なみにホテルの借り上げをしてほしい。路頭に迷う人は単身者ばかりではない。家族や女性などにも対応してほしい。年末年始、気温も下がり、生死にかかわる。

生活保護の申請は速やかに受け付けてほしい。ホテルからの申請は受付けるか。

大阪市 回答せず。

前参議院議員たつみ氏 ホームレスの方を本人の希望ぬきに「自立支援センター舞洲」に送らないでほしい。

大阪市 希望しない場合は拒否もできる。

移送費

淀川 歩けないので、通院や買い物にもタクシーを使っている。病院の証明を取るように言われた。移送費については手続きも含めて、もっと丁寧に周知してほしい。

港 西淀川まで救急車で運ばれた。タクシーで帰るしかない場合、タクシー代を出してほしい。

大阪市 事後申請になるが、相談してほしい。事後申請はだめということではない。これについては研修し周知する。

職員の研修について

大阪市 希望者を対象に毎月一回行っている。

エアコン設置について

西淀川 今夏、熱中症で倒れ、緊急搬送された。口から水分も受け付けなかった。エアコンの有無は生命に直結する。国に設置条件を外すように要望してほしい。エアコンがない狭隘な住宅に住んでいる場合引越はできるか。

大阪市 国に確認する。

●法78条適用状況

	各年度3月 被保護世帯数 (A)	78条 決定件数 (B)	(B) / (A)	返還決定金額
平成27年度	115,959	2,789	2.41%	1,391,174,111
平成28年度	115,077	2,894	2.51%	1,130,177,530
平成29年度	114,178	2,337	2.05%	1,103,805,017
平成30年度	112,953	2,000	1.77%	828,160,407
令和元年度	112,073	1,521	1.36%	679,958,225

令和元年度では、稼働収入の未申告・過少申告が907件で最も多い。

●ケースワーカーの充足率

1 ケースワーカー当たり 132 ケース

社会福祉士の有資格 33%

社会福祉主事有資格 83.5%

	生活保護ケースワーカー			
	総数	正職員	任期付	平均担当件数
北区	15	12	3	132
都島区	20	16	4	137
福島区	5	4	1	132
此花区	15	12	3	137
中央区	11	9	2	129
西区	11	8	3	111
港区	23	18	5	132
大正区	20	17	3	135
天王寺区	10	7	3	120
浪速区	31	24	7	143
西淀川区	19	15	4	135
淀川区	39	31	8	130
東淀川区	66	52	14	125
東成区	22	17	5	129
生野区	53	42	11	146
旭区	28	22	6	131
城東区	33	26	7	127
鶴見区	17	13	4	123
阿倍野区	18	14	4	129
住之江区	37	29	8	134
住吉区	56	44	12	133
東住吉区	48	38	10	138
平野区	74	59	15	134
西成区	145	114	31	158
合計	816	643	173	132